

第2回京丹後市行財政改革推進委員会 会議録

1 開催日時 令和3年10月18日(月)午前9時30分～午前10時25分

2 開催場所 京丹後市役所(2階)201～203会議室

3 出席者氏名

(1) 京丹後市行財政改革推進委員会委員(11人)

会長 今田弘一、副会長 藤井美枝子、委員 安達静雄、委員 糸井ゆかり、
委員 小林朝子、委員 谷口潔、委員 徳田隆男、委員 能勢ゆき、委員 野
村三輪子、委員 俣野裕哉、委員 和田直子

(2) 事務局

総務部長 中西俊彦、総務部財政課長 松田吉正、同課長補佐 井上和也、同
課係長 岡田直純、同課主任 片西優

4 議 題

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 議事

① 押印の見直しについて

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴人の人数 0人

7 要旨

《議事経緯》

● 開会

事務局 定刻となりましたので、第2回京丹後市行財政改革推進委員会を開催し
ます。

行財政改革を担当しております総務部長の中西と申します。

皆様におかれましては、御多忙中にも関わらず、御出席をいただきあり
がとうございます。

本日は、谷口雅昭委員につきましては、所要のため欠席と伺っておりま
す。

それでは開会にあたりまして、今田会長より御挨拶をお願い致します。

● あいさつ（会長）

会 長 おはようございます。急に寒い時期になってきましたので、委員の皆様におかれましては、お体には十分気をつけていただきたいと思います。

本日は、行政手続きにおける押印の見直しについて説明を受けます。ご存知のとおり、国が行政手続きのオンライン化、デジタル化の推進を進めていく流れの中で、押印についての見直しも全国的に始まったものと思います。

ただ、市役所については長い間、押印を必要としてやってきておりますので、押印についてはそれなりの理由があったと思います。その押印について見直しを進めていくということですので、そもそも押印がどういう意味を持っていたのかというところから考えていく必要があるかと思えます。

手続きを変えることによる市民の皆さんへの影響や、行政サービスの向上に繋がるのかというところを念頭に置きながら考えていくべきだと思います。

皆様方の忌憚のない御意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願い致します。

事 務 局 それでは、以降については会長に会議の進行をお願いしたいと思います。本日の会議録について、御確認いただく署名人の方を会長から指名いただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

● 会議録署名委員の指名

会 長 本日の会議の会議録署名人を指名させていただきます。本日は糸井委員をお願い致します。よろしくお願い致します。

● 議事

会 長 次第に基づきまして進めさせていただきます。

（１）押印の見直しについて事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、押印の見直しにつきまして、担当しております総務部総務課から説明をさせていただきます。

関 係 課 （総務課から資料１、資料２、資料３に基づき、「押印の見直し」について説明）

会 長 総務課から押印の見直しについて、方針、概略の説明をしていただきます

した。御質問や御意見がありましたらお願いします。

委員 資料2の見直しの対象についてですが、今回は市民向けの行政サービスの観点から押印を見直していこうということで、対象としては方針どおりで問題ないですが、市役所内部でも押印について簡素化できることがあると思うので、同時に進めていけば合わせて効果があると思います。

慣例でやっているものがあれば、これを機会に簡素化することで人件費も浮くと思うので、すぐにできることは取り組んでいただきたいと思います。

会長 市役所内部の事務に係る文書等の押印の考え方について、関係課から説明をお願いします。

関係課 市役所内部の事務につきましては、押印をしなくてもシステムで終わるようなものも徐々に導入されておりまして、段階的にシステムに移行しております。

それ以外で押印が不要なものについては、一旦、市民サービス向上のための押印見直しを進めた後で、随時検討を進めてまいりたいと考えております。

事務局 市役所内部では、意思決定文書など実情ではその過程の中で押印をもって決裁するというやり方をしております。

先ほどの説明の中でシステムがあると申しましたが、決裁の差し戻しが多数ある中で、実際の事務として効率的なのは紙ベースという状況にあります。システムとなるとペーパーレスになるメリットはありますが、行政職員の事務負担が逆に増えることが想定できます。

ただし、国でもデジタル庁が発足して統一的なシステムが検討されておりますので、旧態依然としたやり方については目線を変えていく時期が来ると思います。

市役所で手続きをするために認印がないと駄目だという形式的なものも実際ありますので、まずは、そういったものを簡素化して、実態的にやりやすいやり方でスタートしていきたいと思っております。

その他にも、支払いなどの伝票処理については合併以降、電子化を行っておりますので、全国的にも先行して電子決裁を取り入れています。

ただし、一度にシステム化をするとコストも相当かかる可能性がありますので、できるだけコストをかけずに、できるサービスから順次行ってきたいと現時点では考えております。

委員から御質問のありました内部の押印の簡素化についての方向性については、考えていますが、同時に進めていくことは難しいと思っております。

委員 順番をつけてすることはよく分かるのですが、すぐにできるものがあるのであれば、すぐにでも取り組みをされるべきだと思うので、この資料の中に「市役所内部についても別途スケジュールを立ててやります」というような文言が入ってもよいのではないかと思います。

会長 資料への文言の追加について意見がありましたので、御検討をお願いします。

その他に御意見や御質問はございませんか。

委員 全面的に方向性には賛成をしております。そもそも本人確認のために押印が必要ということが書かれているので、本人が実際に窓口に来て免許証等で確認ができれば、押印がないからまた帰ってもらうというようなことがないのはすごくよいことだと感じています。

質問ですが、資料2の4の(2)契約等のところで、「補助金の交付申請を含め、契約関係については、マニュアルに基づく対応をする場合に添付書類等が新たに必要となり、負担が増加する」とあるのですが、具体的にはどういう場合に負担が増加するのか説明をお願いします。

関係課 冒頭の説明の中で、内閣府の見直しマニュアルについて御案内をさせていただきましたが、そのマニュアルで判断を検討すると、例えば補助金の申請について法人からのものと個人からのものがあります。

法人については、その法人がどういった法人であるかという資料を添付して、その提出者の本人確認をすれば押印については不要となります。ただし、そうなりますと、現時点では5つの添付資料で受理しているものが、マニュアルに基づいて細部に渡って再検討すると添付書類が7つに増加してしまうというようなことが考えられます。

あくまで市民や事業者の利便性に着目して、それを向上させようという

取組として考えておりますので、現在の状態を見直すことによって負担が増えることになるのであれば、押印の見直しは実施しないこととしております。

会 長 よろしいでしょうか。

他に御意見や御質問はございませんか。

委 員 提出書類の中には、印鑑証明があるようなケースもあると思いますが、そういったものは別でしょうか。

関係課 登記の關係に類するようなものが想定されますが、手続き上、印鑑証明をつけることでその真正性を担保することが求められているものについては、順次、改正を進めていく中で個別に判断していくこととなります。認印のみで実印のついていないもの、印鑑証明を添付する必要がないものについては見直しの対象となります。

会 長 よろしいでしょうか。

資料2の4の(3)慣行によるものについて「押印を求めているもので引き続き押印を求める場合は、新たに根拠となる例規の整備を行う」ということですが、引き続き押印を求める場合とは具体的にどういうことをイメージされていますか。

関係課 例としまして、同意書の様式や委任状等の様式があります。こういった様式については規則等の様式に規定はありませんが、必要であるという判断のもと、本人の同意の上で取らせていただいております。

ただし、本人確認はしているので、押印が必ず必要なものではないと現時点では想定しています。

こういった様式について、引き続き押印をいただく正式な書式として定めていくことになれば、何も定めずということではなく、しっかりと規則に定めるか、定める必要がないのであれば、そもそも様式自体の提出も見直す必要があるということで、このような書き方をさせていただいております。

会 長 具体的に進めていかないと、こういったものがあるか全てはわかりませんか。

関係課 令和2年度に調査した段階で、市役所全体で2,710の様式がありまして、総務課で一括して改正の手続きを進めていきますが、現時点では個

別に判断をしていない状況にありますので、まずは担当部署から上がってきた情報に基づいて個別に必要性も含めて判断をしていくこととなります。

会 長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

委 員 資料2の6の(2)時期についてですが、現状ではどのくらい進んでいるのでしょうか。

関 係 課 作業の状況としましては、各担当部署に照会を行い、全部署から回答が上がってきた内容を総務課の例規担当が例規の側面から再度確認を行い、新たに該当すると思われるものについての追加調査もこの調査の中で行うこととなりますが、この調査まで終わっております。

次の段階として、この調査結果を基に押印見直し方針にしたがって例規の改正に着手していこうと考えております。

その例規改正の第一弾が資料2の6の(2)時期に記載がありますように、12月定例会に条例を約6本になりますが、改正案の議決をお願いしていく予定としております。

その後につきましては、来年の3月末日までに規則以下の部分について改正手続きを進めていく状況となっております。

委 員 この委員会では、押印見直しの提案についての審議は行わなくてもよいのですか。

事 務 局 行財政改革推進委員会につきましては、様々な行財政改革に係る市の方向性について説明をしまして、それに対して御意見をいただくものとなっております。

押印の見直しについては、国全体の動きがありますので、そこで問題がないということになれば、その後の条例や規則については担当部署で具体的にさせていただくこととなります。

今回の条例改正については、様式が定められている部分で印と書いてある部分や言葉の中で記名押印、署名押印という文字がある部分を削除することが主な内容となります。議会の議案になる案件でもありますので、細かい内容まで行財政改革推進委員会で御確認いただくことはありません。

会 長 よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

委 員 押印の廃止については大賛成ですが、この押印が慣例であるなど、合理

的な理由があつて続けてきたものと思いますが、今聞いている中では本人確認のためといった理由が主なものかと思います。

本人確認以外で他に合理的な理由は何があるのでしょうか。もし他にもあるのであれば、検討しておく必要があるのではないのでしょうか。

関係課 従来から市の手続きとして提出された書面に対して真正性を担保するために押印がされていたということがあります。

これまでの手続きの中でも、必要に応じて本人確認はしておりますので、国の考え方の中でも本人確認をすれば押印がなくても書面自体の真正性については本人確認によって担保できていることとなります。

また、国の法律で様式が定められておりますと、市も法律に従って条例及び規則を定めて同じような様式を使用することとなりますので、印鑑を押していただく必要があるものについては、これまでから手続きとして継続している現状があります。

そういった中で、合理的理由という部分につきましては、国でも押印の見直しについて順次改正がありその都度通知もきておりますが、今後も法律等に基づいて押印を求めるべきと規定がある場合については、例外として押印については残す判断をする場合のことを合理的として記載しております。

会長 他にございませんでしょうか。

資料3の2ページ目の補助金等の申請手続きに関して、市の対応方針についてですが、個人を対象とするものについては廃止、法人等団体を対象とするものについては廃止しないこととするということについて、個人と法人を区分けする根拠はどこにあるのでしょうか。

関係課 国のマニュアルでは、個人については申請書類等を提出された方が免許証を提示することで本人確認ができます。法人は申請される法人の代表者の確認、申請書を持参される方が従業員等使用者であることが確認できるものに加えて、その法人がこういった形で申請するのか、こういった事業をしているのかという法人自体を明らかにする書類等を添付することになっておりまして、現時点ではここまでのものは求めておりません。

見直しを行うことで、手続きに添付する資料が増えるのであれば利便性

が向上するのではなく、逆に下がってしまいますので、法人等団体については廃止しないこととし、個人については本人確認だけで済むため、押印を廃止すればその分の負担は軽減できることから、個人と法人等団体で区分けをしております。

事務局 補助金や給付金等については申請があつて決定があるもので、それを個人と法人を分けて取り扱うということですが、この補助金については難しく言うと財産の譲与契約という形になります。

この契約については押印の見直しをしないというのが立て付けとしてありますが、押印を求めている書面の中で補助金の関係が一番多いということもあります。

個人から申請のあるものについては、個人の意思で申請をされて、振り込みについても口座名義などで確認ができることもあり、信頼性の中でやっている部分があります。

法人等団体については、多くの方の意思決定の中で申請するということがありますので、法人の手続きとして法人印を押して申請することについては違和感がなく、一般的にやりやすいと考えられますので、最初は個人の部分を廃止しながら、法人等団体については今まで通りでスタートしていきたいと思っております。

また、全国的な動きの中で、他の自治体の補助金等について法人の取り扱いがどうなるのかという部分について、やり方や確認も踏まえながら行っていきたいと思っております。京丹後市としても京都府内の自治体がやろうとしていることと中身は同じですので、突出した考えを持たずに横並びのような形でスタートするというところで提案をさせていただいています。

会長 他の自治体と歩調を合わせながら進めていこうということですか。

他に御意見等ございませんでしょうか。

委員 法人等団体の押印について廃止しないのは本当に賛成で、会社にとっては間違いなく余分な手間が増えると思います。会社確認が必要ということは色々な書類の提出が必要で、それは大変な事務になるので押印のままにしておいてもらった方がよいと思います。

資料の文言についてですが、市が判断したというのではなく、法人の意

見を聞いて判断した、法人からのニーズもあったという書き方であれば、事務が進めやすいのではないかと思います。

会 長 ありがとうございます。意見がありましたので、御検討をお願いしたいと思えます。他にございませんでしょうか。

委 員 法人が申請業務を行う時には、非常に多くの添付書類を提出しなくてはならないので、その書類の添付がなく押印だけで済むのはよいと思えます。

資料1の裏面にありますように、申請書類等には記名、署名、押印などが必要となります。それぞれに色々な意味を持っているものですので、間違いのないように整理していただけたらと思えます。

会 長 意見を出していただきましたので、参考にしていただければと思えます。他に御意見や御質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

ないようですので、本日の会議を終了させていただきたいと思えます。

事務局から連絡事項等がありましたらお願いします。

● 閉会

事 務 局 本日予定をしておりました議事につきましては以上となります。次回の委員会については11月中旬から下旬を予定しております。内容につきましては、使用料等の見直しについて議論をしていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、閉会にあたりまして、副会長から御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

副 会 長 皆様、お疲れ様でございました。早朝より、慎重に御審議をいただきましてありがとうございました。

本日は押印の見直しという議事でしたが、皆様の貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。押印の見直しについては、とても大切だと思っております。行政の業務や手続き、そして市民サービスについても、押印の存続、押印の廃止については慎重に御検討いただけたらと思っております。次回につきましても、貴重な御意見いただきますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は皆様、ありがとうございました。